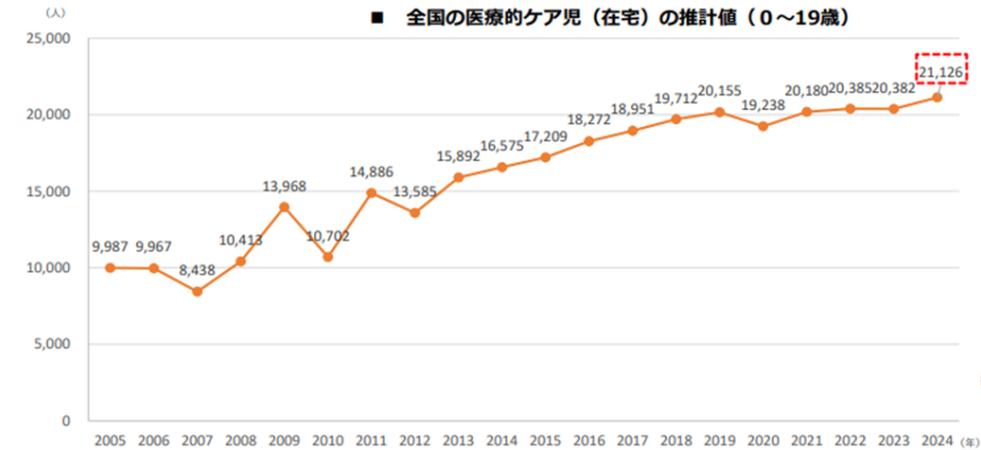


■ 医療的ケア児の保育所等への受入れについて

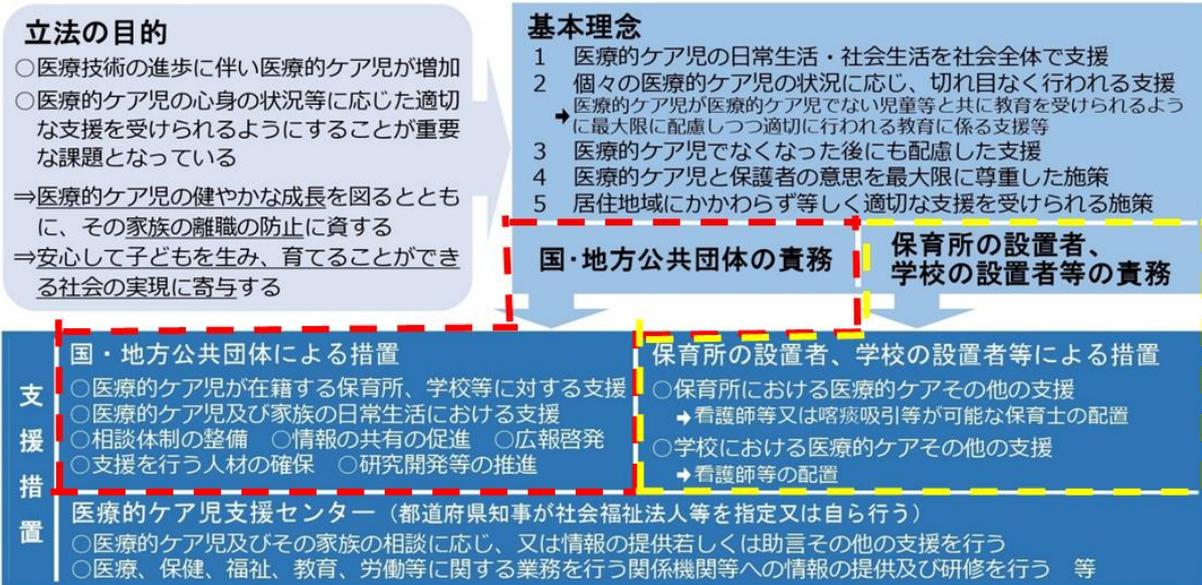
1 医療的ケア児とは

新生児集中治療室等を退院した後も、引き続き、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童（18歳未満の者及び高等学校等（学区教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）に在籍するものをいう。）のことをいいます。また、全国の医療的ケア児（在宅）は、約2万人を超えていると推計されています。



出典：厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」及び当該研究事業関係者の協力のもと、社会医療診療行為別統計より子ども家庭庁支援局障害児支援課で作成

2 医療的ケア児の保育所等への受入れに向けたガイドラインの策定



児童福祉法 第五十六条の六第二項 地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児とその他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。



上記の法律に基づき
「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」を策定
 保育所等への入所にあたり、就学前の医療的ケア児及び家族への支援に努めてまいります。